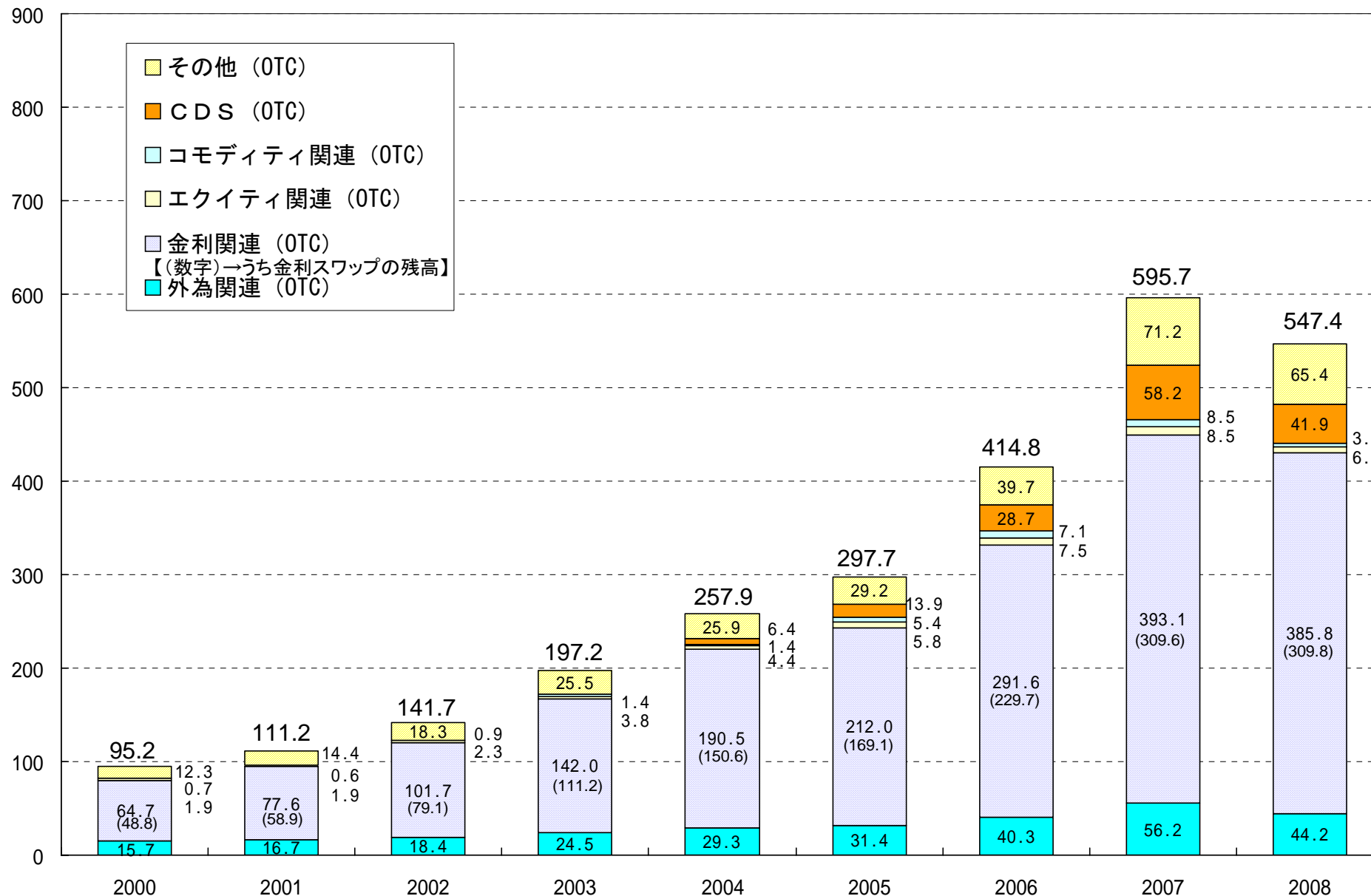


参考資料

平成22年3月2日
金融庁

世界のOTCデリバティブ取引残高の推移（想定元本ベース）

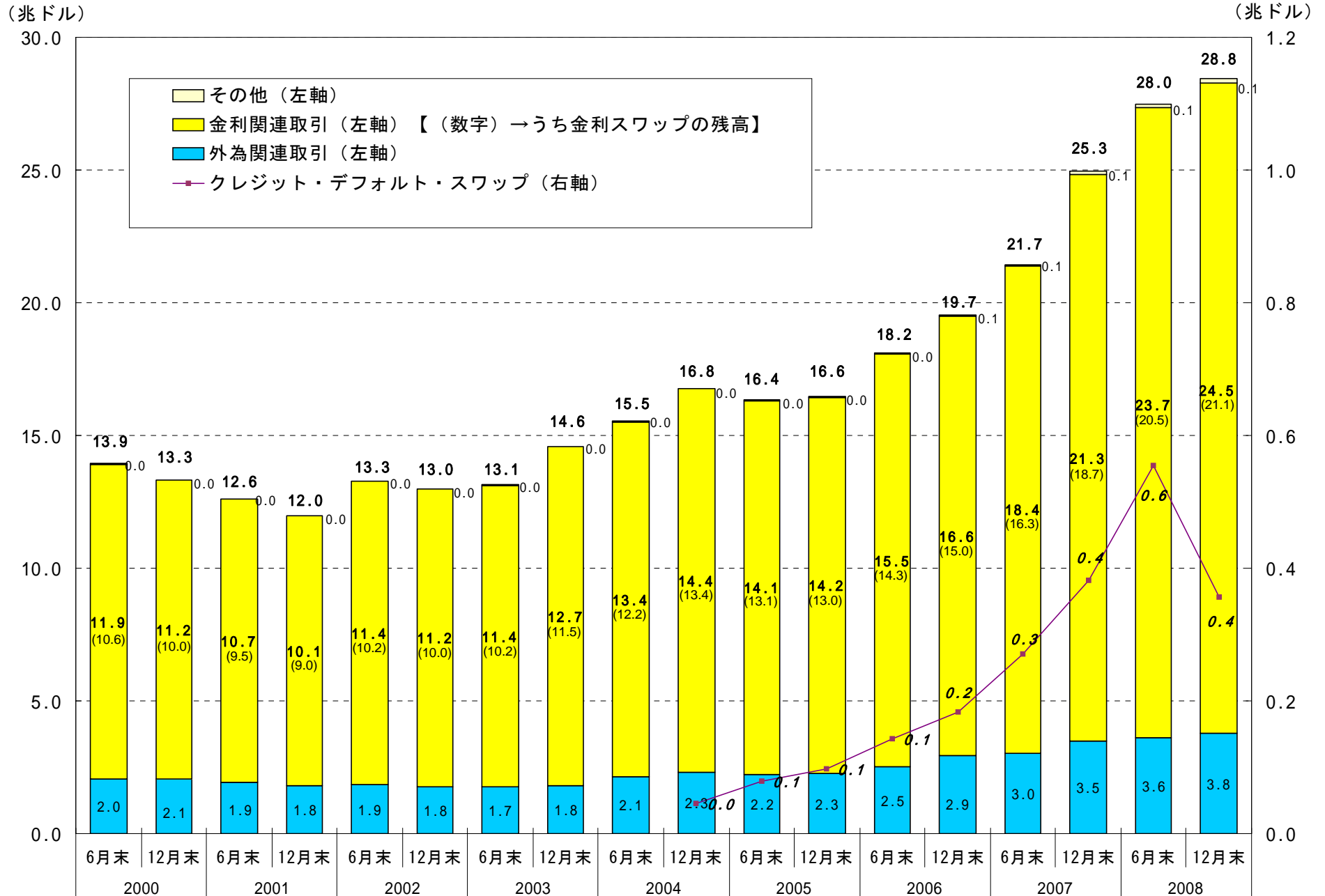
(兆ドル)



(注) 各年末の値。

(出典) 「OTC derivatives market activity」(BIS)

我が国におけるOTCデリバティブ取引残高の推移



(出典) 日本銀行「デリバティブ取引に関する定例市場報告」

(注) 我が国における主要ディーラーの取引残高の推移。その他は、エクイティ関連取引及びコモディティ関連取引の合計。

欧米の清算機関の状況

H22.2.1時点

	金利スワップ 清算機関	CDS:清算機関					
	欧州	米国		欧州			
インフラ グループ	LCH.Clearnet	CME	ICE (Intercontinental Exchange)		ドイツ証券取引所	NYSE Euronext	LCH.Clearnet
債権債務の 引受主体	LCH.Clearnet Ltd. (SwapClear) (英、ロンドン)	CME Clearing (米、シカゴ)	ICE US Trust (米、ニューヨーク)	ICE Clear Europe (英、ロンドン)	Eurex Clearing (独、フランクフルト)	Liffe Bclear (清算業務は LCH.Clearnet Ltd. に委託)	LCH.Clearnet SA (仏、パリ)
対象銘柄	①プレーン・ Vanilla型 (米ドル、ユーロ、円等 計14通貨) ②オーバーナイト・イン デックス・スワップ (米ドル、ユーロ、 ポンド、スイスフラン)	①北米CDS指数 ②北米個別銘柄	①北米CDS指数 ②北米個別銘柄	①欧州CDS指数 ②欧州個別銘柄	①欧州CDS指数 ②欧州個別銘柄	欧州CDS指数	①欧州CDS指数 ②欧州個別銘柄
取組状況 (提供目標 時期)	1999年9月より提供 中	①2009年12月15 日より提供中 ②未定	①2009年3月5日 より提供中 ②2009年12月21 日より提供中	①2009年7月27日 より提供中 ②2009年12月14 日より提供中	2009年7月30日よ り提供中	2008年12月22日 より提供開始し、 2009年7月29日、 清算業務提供を 中止。	①2010年 ②2010年
取扱実績 (単位:米ドル)	206兆ドル (※1)	稼働初日(2009 年12月15日)に 1億1900万ドル	①3.5兆ドル ②103億ドル (※2)	①1兆5000億ドル ②450億ドル (※2)	①(7月31日、1件目の 清算を公表。) ②(8月28日、1件目の 清算を公表。)	実績なし	

※1 清算サービス提供開始時からH21.11.17までの想定元本の累計。

※2 清算サービス提供開始時からH22.2.18の週末までの想定元本額の累計。(なお、ICE US Trustについて、想定元本額は、各参加者のグロス値。)

国内清算機関の比較

	日本証券クリアリング機構	日本国債清算機関	ほふりクリアリング	大阪証券取引所	東京金融取引所
設立 ※債務引受業務開始	平成 14 年 7 月 1 日 ※平成 15 年 1 月 14 日	平成 15 年 10 月 17 日 ※平成 17 年 5 月 2 日	平成 15 年 6 月 6 日 ※平成 16 年 5 月 17 日	昭和 24 年 4 月 1 日 ※同上	平成元年 4 月 24 日 ※同上
資本金	17 億円	18 億 2,640 万円	3 億 1 千万円	47 億 23 百万円	58 億 4,465 万円
役職員数 (21.3 末)	45 名	26 名	15 名	225 名	104 名
株主 (21.3 末)	6名 国内6取引所 (東証グループが 86.3%保有)	34 名 清算参加者	1名 証券保管振替機構が 100%保有	5,642 名 ヘラクレス市場に上場 しているため、株主数 は日々変動	71 名 金融機関等
主な清算対象	・国内各証券取引所における株 式等の現物取引 ・東証における先物取引及びオ プション取引	店頭市場にて取引され る国債	取引所外取引(相対取 引)における株式等	大証における先物取 引、オプション取引及 び為替証拠金取引 等	東京金融取引所におけ る為替証拠金取引及び 金利先物取引 等
清算参加者数 (直近)	163 社	33 社	59 社	90 社	65 社

金融商品取引業者等の内訳(21年12月末)

金融商品取引業者	2,335
第一種金融商品取引業	357
証券会社	304
外国為替証拠金取引業者	103
専業業者	52
第二種金融商品取引業	1,299
投資助言・代理業	1,211
投資運用業	321
国内投資信託運用会社	87
投資法人資産運用会社	56
上場不動産投資法人(上場Jリート)関係	39
登録金融機関	1,147
金融商品仲介業者	557
適格機関投資家等特例業務届出者等	3,838

(注)金融商品取引業者の内訳については、1つの者が、複数の業務の種別の登録を受けている場合があり、金融商品取引業者の数とは一致しない。

金融・資本市場に係る制度整備について(要旨)

平成22年1月21日
金 融 庁

I. 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上

●清算集中の対象及び清算機関制度

- ・ 取引量が多額な店頭デリバティブ取引(現状、金利スワップ取引のプレーン・バニラ型)について、国内清算機関、リンク方式、外国清算機関への清算集中義務を課す
- ・ 我が国法制化での執行と密接に関連し、一定の取引規模がある店頭デリバティブ取引(現状、CDSの指標取引のうちiTraxx Japan)について、国内清算機関への清算集中義務を課す
- ・ 外国清算機関のリンク参加及び直接参加に当たっては、下記を参加要件とする国内清算機関制度に準じた制度を整備し、当局が継続的に監督する
 - － 値洗い等のリスク極小化機能について国内清算機関と代替性が高い執行・運用体制を整備していること
 - － 外国当局の適切な監督下にあること
- ・ 清算集中義務の対象業者は、取引規模の大きい金融商品取引業者等とする
- ・ 国内清算機関に対する主要株主規制及び資本金規制を導入する

●取引情報の保存・報告

取引情報蓄積機関、清算機関、金融機関から当局への店頭デリバティブ取引情報の提出を可能とする制度を構築

II. 国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化

●国債取引の決済リスク削減

市場関係者において、以下の取組に関し、本年前半を目途とする工程表の作成・公表を目指す。併せて、国債取引の清算集中を法令上措置することを検討する

- ・ 日本国債清算機関の利用拡大を図るための態勢強化を行う
- ・ 決済期間の短縮、フェイル発生時の取扱いルール確立・普及を図る

●貸株取引に係る証券決済・清算態勢の強化

関係者において、清算集中又はDVP決済のルール化の時期を含む工程表を早急に作成・公表する(本年中を一つの目途)

●我が国の清算機関の体制のあり方

金融商品毎に清算機関が分立している状況(5機関に分立)の改善を図るべく、市場関係者による、各金融商品を通じた清算体制の整合性に配慮した検討が望まれる

Ⅲ. 証券会社の連結規制・監督等

●証券会社の連結規制・監督の導入

- ・ 一定以上の総資産額を有する証券会社については、当該証券会社とその子会社を対象とする連結規制・監督を行う
- ・ その中で、グループ全体の業務・リスク状況の把握が必要と判断される者については、親会社等を含むグループ全体の連結規制・監督を行う。ただし、他業法によるグループ全体の連結規制・監督が行われている場合には重複規制を避けるとともに、親会社が外国当局による規制・監督を受けている場合や、証券会社と一体的に業務を運営しているとは認められない場合には、実情を踏まえ適切な対応を行う

●金融商品取引業者に対する主要株主規制の強化

主要株主のうち議決権の過半数を保有する者に対する措置命令を可能とする

●保険会社の連結財務規制

保険会社・保険持株会社グループに係る連結財務健全性基準を導入する

Ⅳ. ヘッジ・ファンド規制

●登録対象の拡充等

我が国のヘッジ・ファンド運用者は、金融商品取引法上の登録投資運用業者等として規制されている実態にあり、届出対象となっているプロ向け集団スキームも実態としてヘッジ・ファンドに該当するものは確認されていないことから、登録対象に変更しない

●ファンドのリスク管理状況に係る報告事項等の拡充

ヘッジ・ファンド運用者からの報告事項の拡充を各国と協調して行う

Ⅴ. 投資家保護・取引の公正等の確保

●地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し

地方公共団体について、投資家保護の一層の充実の観点から、「アマへ移行可能なプロ」から「プロへ移行可能なアマ」に分類を変更する

●デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方

デリバティブ取引一般を不招請勧誘の禁止の対象とすべきかどうかについて、市場関係者等と引き続き意見交換を行い、本年前半を目途に結論を得るよう検討する

●金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備

破産手続開始の原因となる事実がある場合において、当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を一部の金融商品取引業者(証券会社)から金融商品取引業者全般に拡大する

●信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備

信託業の免許・登録の取消し等が行われた場合の新受託者等の選任等について、当局による申立てを可能とする

Ⅵ. その他

●空売り報告制度の整備

将来における恒久化について、①価格規制のあり方、②店頭取引を含むデリバティブ取引のポジションを報告対象とすること及び報告方法、③公表内容についてどう考えるかを含め、引き続き総合的に検討する

「金融・資本市場に係る制度整備について」の法令事項

項目	法律事項	政令・内閣府令	備考
I. 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上			
1. 決済の安定性の確保(清算集中、外国清算機関等)	◎		
2. 市場の透明性向上(清算集中されない取引情報の保存・報告の義務付け)	◎		
II. 国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化		○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債取引の決済リスク削減のための工程表を本年前半を目途に作成・公表 ・ 貸株取引に係る決済リスク削減のための工程表を本年中を目途に作成・公表
III. 証券会社の連結規制・監督等			
1. 証券会社の連結規制・監督の導入	◎		
2. 金融商品取引業者に対する主要株主規制の強化	◎		
3. 保険会社の連結財務規制	◎		
IV. ヘッジ・ファンド規制		○	
V. 投資家保護・取引の公正等の確保			
1. 地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し		○	
2. デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方		○	本年前半を目途に結論
3. 金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備	◎		
4. 信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備	◎		
VI. その他			
空売り報告制度の整備	引き続き総合的に検討		

※ ◎は、今通常国会提出予定の平成22年金融商品取引法等一部改正において措置。